

目次

D III -CV-1st-1★訴状20190530.....	2
D III -CV-1st-2★証拠20190530.....	12
D III -CV-1st-3★甲7号証-反証書.....	14
D III -CV-1st-4★証拠追加20191003.....	17
D III -CV-1st-5★甲9号証-反証書.....	18

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状D III

原告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 027-872-5353

被告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3169 職業 農業

氏名 今井孝尚 電話 027-872-5737

慰謝料請求事件

請求金額 10万円

ちょう用印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

被告に後述の加害行為(不法行為)が有ることを前提に、

1 被告は原告に対し10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告一家は包囲網として共謀して後述のような露骨な非人間扱いを重ね、私に加害しました。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり3,000万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

被告一家は後述の通り、言動による脅迫と音による脅迫を日常的に繰り返し、組合せて、その不当性を演出して包囲網の威力を示し、もって、私の生命・財産・自由・名誉への無言の脅迫を重ねました。

同家は、ここ吉平地区の今井組十数戸の本家と言われており、その各戸は、例えば葬儀の際にはお互いに代行しあうなど、先祖代々から特別の好意関係、擬似的親戚関係に在りました。本件の同家の対応は、そのような従来の関係から見て、極めて異常で傍若無人で非人道的であり、そこに威力脅迫の意図がはっきり現れています。

要するに社会的村八分であり、著しい信義則(民法1条)違反や公序良俗(民法90条)違反で

あり、同時に、人格権(憲法13条の自決権や幸福追求権や憲法29条財産権)の侵害です。

これらの不法行為によって、私は著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為責任に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

もし、いずれも適用可能であれば後者を適用願います。

第3 時系列的事実経過

① 深夜の張り付き(つきまとい) 始まりは2014年初頃からです。

つきまとい等(ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条)、つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止(同法第3条)、ストーカー行為の禁止(同法第18条)

2015年8月頃、正明(孝尚の長男)の長女と次女らは、私(当時55歳)に対する好意の感情を充足する目的で、別紙「異音記録表」(甲2)に記載の通り、前後数ヶ月間に延べ10回以上に亘り、私の自宅(上牧3158-1)北側の村道付近において、私の身体の安全、住居等の平穏又は行動の自由が著しく害されるような不安を覚えさせるような方法により、私につきまとい、または待ち伏せし、もしくは見張りを行うことにより私を著しく不安にさせ、また、それを反復して行い、もってストーカー行為を行いました。

20150727 03:00(記録無) 深夜の私の寝室の前での犬吠き

20150729 04:51 深夜の私の寝室の前での犬吠き

20150730 04:30(記録無) 深夜の私の寝室の前での犬吠きとその通報

20150828 02:45 深夜の私の寝室の前での犬の甘え声と吠き声

20150915 02:50 深夜の私の寝室の前での犬吠きとその通報

20151013(記録無) 深夜の私の寝室の前での犬吠きとその通報

20151014(記録無) 深夜の私の寝室の前での犬吠きとその通報

② 圃場荒し 2014年の6月頃から毎年、日常的

今井孝尚または今井正明が私に話し掛けて来た翌日には必ず畠荒し(五つの圃場のいずれか)が起こる、という因果関係が通算で数十回も重なりました。

これらの畠荒しは獣や自然現象の機会を利用し、装っておりますが、明らかに人災です。

ですから私としては、同家の畠荒しへの関与は確信しております。

畠荒しの動機は、私の財産と生命への害意の無言の脅迫です。

すなわち「我々に抵抗を続けるなら、生活基盤を破壊して経済的に殺すよ」だと思います。

なお私は、同家による技術指導を経て、この年から営農と出荷を始めました。

畠荒しの映像は多数有りますので、そのうちから以下の二つを例示します。

20150712 17:30 ズッキーニ荒しのビデオ

20170731 12:18 ナス荒しのビデオ

③ 畠へのマムシ投入(一回目)

2014年8月頃のある朝、私の畠(上牧3598-1)でズッキーニの収穫作業をしていたところ、後から車で通りかかった今井正明が「ズッキーニの根元にはよくマムシが居るから気をつけたほうがいいよ」と話し掛けて来ました。

その直後(翌日)、大きな黒蝮が同じ畑のズッキーニの根元でトグロを巻いていました。
元々マムシの居ない畑ですし、蓋然性の問題として、このような偶然は有り得ません。
(20150111 猶銃狙撃脅迫事件が始まる)

④ 2016年9月上旬のある日の午後、私が正明の胸倉を掴んで通報される

上牧3043の私の田圃で、後から車で通りかかった正明が私に何か話し掛けて来ました。

私はこの時、ここのマコモ荒しに遭遇したばかりで、気が立っておりました。

「お前ん家の仕業じゃないのか?」と言ったのだと思います。

すると正明は、まるでその言葉を待ち構えていたかのように、急いで下車し、詰め寄って来て、つま先立ちになって、いきなり私にこう言いました。

「手前のような馬鹿野郎が居るから村の雰囲気が悪くなるんだ。手前は気狂いだ。村の皆もそう言ってる」

そして、「こんなもの、こんなもの」と言いながら、私のマコモをむしり始めたのです。

「何しやがんだ? この野郎!」と、私は思わず正明の胸倉を掴みました。

私の手に思わず力が入ってしまったのか、それとも正明のシャツが既にかなり劣化していたのか、かなり派手に破れました。

その後すぐに、正明、孝尚、きぬ江の親子3人が通報し、警官5~6人が来た結果、双方に過失が見られるのでお互いに謝罪しない、とのことで仲裁されました。

⑤ 20161226 20:00~21:30 犬啼きに絞った同家の話し合い

同家の手配により、組頭の石井悦寿と近隣の家の大半と警官二人が同席していました。

私の主張の要旨は、以下の通り、犬啼きの自肅を求めるものでした。

(1) 都会では深夜時間帯に犬を啼かせ続ける家など存在しません(自己破産の惧れ)

(2) 静かに暮す権利は基本的人権であり、都会も田舎も同じです

(3) 当たり前の近隣関係として、飼主責任を自覚してください

⑥ 20170212 20:16(D I-甲1) 地区センターでの集会において、私が猶銃脅迫事件の概要を説明し他の村人の巻き添えの虞を強調し、狙撃グループの地区締出し決議を提案するも、鈴木通夫が「そんなん、ここでする話じゃねえ!」という趣旨の妨害発言で中断させました。

⑦ 20170416 20:30頃(D I-甲2、3) 地区センターでの集会において、私がサイトウ郵便配達員の犯行事例を紹介し始めたところ、石井恵子が「そんなこと、ここでする話じゃない!」という趣旨の妨害発言をし、また他の村人も次々に帰宅し、結局中断させました。

⑧ 20170608 午後、同家(みなかみ町上牧3169)の庭先で、私が今井正明に苦情申出書(甲4)を手交したのに、その後同家は逆に加害を激化させました。

⑨ 20180429 17:39(甲5) 畑へのマムシの死骸投入(二回目) 一回目と同じ畑

⑩ 20190515 12:50 私の自宅から同家に電話し、今井きぬえに対し、同日早朝の犬啼きについて抗議し、話し合いを求めるも、「孝尚が外出中なので帰ってきたら相談して折り返し連絡する」と言ったきり、その後これを無視しました。

⑪ 20190526 20:01(甲7) 私の自宅から同家に電話し、今井きぬえに対し、⑩への無回答と同日早朝の犬啼きについて抗議するも、見当外れの答弁を繰り返したうえ、途中で一方的に電話を切りました。

第4 不法行為の説明

被告一家は共謀して以下の通り、I 言動による脅迫と、II 音による脅迫を繰り返し、組み合わせて私の生命・財産・自由・名誉に対する無言の脅迫を行いました。

個々の記録自体が脅迫であり、その多数の集積が実態だと思ってはおりますが、全体の態様として被告に不法行為が有ることを確信していただければ本訴訟の目的は達成されると思いますので、不法行為は全体として一つと考えます。

要するに、推して知るべしということであり、犬や側溝や重機の音による故意の加害は否定しようがありませんから、総合的蓋然性は充分だと思います。

全ての発端 2014始め頃からの張り付き・つきまとい(経過①)について

2015年夏には、深夜に私の寝室の前で犬が吠く日が重なり、うち何度も通報しました。

正明の長女ないし次女に伴って同家の飼犬コロが吠いていたものと思われます。

記録は揃っておりませんが、ほぼ毎晩恒例の現象であり、経験則として、ストーカー行為だと直感しておりましたが確信は無く、誰かの何らかの害意ではないかと疑っておりました。沼田署にはストーカー行為を訴えましたが、後日「本人達が否定しているので違う」!/?と、笑い話のネタになりそうな迷台詞の見解が有りました。

以後は、代って深夜に同家の庭先で吠くことが増え、その後も何度も通報しました。

そして警察の仲裁で「深夜時間帯は犬を同家の屋内に入れる」ことで一旦は収まりました。

しかしそれから半年も過ぎると再発し、むしろ以前より激化しました。

同家ではもはや過日の仲裁案を守る気は無いとのことです。

警察による仲裁案を堂々と反故にしてみせる同家も、それを許す警察も、異常です。

I 言動による脅迫

A 犬吠きの苦情を無視して放置し、逆に激化させたこと(経過⑤、⑧、⑩、⑪、甲4、7)

私の苦情申出書(甲4)の要旨は、「貴家からの加害の記録が既に充分に有る。これ以上続けられれば民事ではなく、刑事(威力による脅迫罪)として訴えますよ」との警告です。

無視すれば代々築いて来た好意関係が崩壊するのは必至でしたが、逆に激化させました。

日常的に吠かせ続け、いくら抗議しても「犬は吠くのが仕事だ」と飼主責任を放棄して居直り続けたのは、既述の従来の好意関係から見て狂気の沙汰であり村八分の非人間扱いです。

Aについて、甲7号反証書より引用

反P1上(私)もしもし? ええと、先日のお返事が無いんですけど? (きぬえ)うん、し、しなかったんね、ごめんね、あ、あのね、あの、 (私)はい、 (きぬえ)あたしなんと話したって、全然あれ、あの、駄目だから、 (私)ええ、 (きぬえ)警察と、ユタちゃん、話してくんない? (私)いや、そうじゃなくてね、あの、お返事が無いまま、今朝も、6時前に犬が吠いてましたよね?

反P1下(私)いや、飼主としてのね、飼主としての説明責任を求めてるんですけども?

(正明)警察のほうに任したんだから、 (きぬえ)今、聞けえたでしょ? (私)いや、だ

から被害者として抗議してるんですけども、説明責任を放棄するんですか? (きぬえ)だから今朝、啼いたのなんのつたってさあ、あのう、そんなこと、(正明)犬は啼くんが当たりめえなんだよ、そんなこたあ、(説明)★★★★★公序違反 信義則違反 抗議を無視 無根 威力 飼主責任を問題にしているのに、犬の正当性を主張しても意味が無いことはこれまで再三説明してきましたから、これは故意の非人間扱いと断定します。

反P2中(私)説明責任も果たさないし、今後啼かせないつもりもないと、何もしないとゆうことですね? 要するに無視すると? (きぬえ)そんなことばっかり言ってさ、なんせ色々、色々なことをさ、年中色々なことを考えてばっかいないようにさ、できないんかい? (正明)犬は啼くんが当たりめえだっ、いい加減にしろ、本当に、

反P3上(きぬえ)夜は夜で睡眠取んけりや、働けないしね、犬がちょっと啼いたぐらいでさ、(正明)犬は啼くんが当たり前なんだよ、馬鹿野郎、(説明)★★★★★既述の通り

反P3中(正明)手前が来る前から居たんだ、こっちの犬は。 (きぬえ)この犬は、ユタちゃんが来る前から、ずっと飼ってました。(私)だからどうしたんだよ? 僕の権利だ。犬の権利じゃねえ。(きぬえ)飼わせないなんてね、言う、言う必要は無いでしょ? 僕んちの犬だ。(私)や、飼わせねえよ、そんなん、そんなん、飼う資格が無えだろ? (説明)★★★★★公序違反 信義則違反 抗議を無視 無根 威力 犬の既得権を主張しても無意味なのは自明ですから、お前なんか犬以下だという通告だとしか思えません。警察に話してあろうと私への説明責任は免れませんし、沼田署の隠蔽の姿勢は自明ですから、この誘導は威力です。このように途中で一方的に電話を切りました。

B 威力を示す発言

① 通報された日(2016年9月上旬!?) (経過④)の正明のいきなりの暴言

「手前のような馬鹿野郎が居るから村の雰囲気が悪くなるんだ。手前は気違이다。皆もそう言ってる」 村八分と威力を示唆
私には、気違이다の、馬鹿野郎だの、と言われる心当りが全く無いので驚きました。それなのに、まるで待ってましたとばかりのこの言葉は、包囲網としての私への常時監視の結果であると思われます。

それよりも、正明が「こんなもの、こんなもの」と言いながら、私のマコモをむしり始めたことは、明らかな器物損壊であり、何とも説明が付かない、あまりにも異常な行動です。つまり、彼のこの理不尽な露骨な敵意は、特別な意図(二人の娘の日頃の努力がいつまで経っても報われないことへの父親としての逆恨み)を示唆しています。

② 「犬は啼くんが仕事だ」との孝尚や正明(甲7)の発言

これはあまりにも不當性が自明であり、それはさて置き方式の非人間扱いです。

C 二度のマムシ投入(殺人未遂ないし脅迫)(経過③、⑨、甲5)

マムシとはご存知の通り、猛毒の毒蛇で日本全土に生息しています。

同家は代々蝮捕りを得意としており、孝尚と正明は素手で年間10匹以上捕獲するようです。ですから同家では、常時生きた蝮の在庫が有ると聞いています。

しかしマムシは出る(獲れる)場所が決まっていますし、私のどの圃場にもマムシは居ません。私はここ6年間、毎日各圃場で農作業をしていますが、遭遇したのは問題の二回だけです。

☆ 出現タイミングの不審

一回目については既述の通り、正明が私に話し掛けて来た直後(翌日)でした。

蓋然性の問題として、このような偶然がありえますか?

畑荒しの時と同じ「翌日の因果関係」が、ここでも繰り返されている点に注目ください。

☆ 一回目のマムシの行動の二つの不審点

一回目の黒蝮は既に私の接近に気がついていて、尻尾でマルチシートをピシピシと叩いて「近寄るな!」と私を威嚇していました。

しかし、私は両側のズッキーニの株を交互に収穫しながら進んでいますから、普通に歩くよりもずっとゆっくりの接近です。

マムシは元来大人しい蛇ですから、このような場合、まず逃げるのが習性だと思います。

私が高校生の時に赤蝮を捕獲した時の経験でも、後退しながら穴に逃げ込みました。

つまりこの黒蝮は、捕われの身だった為に動けないほど体力を失っていた疑いが有ります。

2つ目は、この後すぐに私は、捕獲の準備を整える為に一旦自宅に戻ったのですが、そのわずか10分の間に、この黒蝮が忽然と圃場の防獣柵の中から消え失せていたことです。

私の防獣柵は猪が潜り込めないように、支柱以外にも40~50cm間隔でネットを地面に固定してあるので、あわてて逃げようとしても容易ではありません。

事実、外に逃げようとしてもがいでいる無毒の蛇を収穫時に何度も目撃しています。

ですから、私が自宅に戻った隙に人間がマムシを回収した疑いが強いです。

二回目(甲5)は4月末ですが、なぜわざわざ入り込んで、しかも死んでいるのでしょうか?

死骸ですから殺人未遂にはなりませんが、一回目を彷彿させることによる脅迫とも思われますし、あるいは、この畑には元々マムシが棲息しているのだと思わせたい為のアリバイ作り(一回目の蓋然性の希薄化)とも思われます。

D 常時監視とつきまとい

狙撃事件の少し前に、裏山の私の畑(狙撃現場)で、周囲の山の上から、突然、今井孝尚に呼び掛けられたことがあります。 篠を作る為の枝を集めに来たそうです。

E 畑荒し=器物損壊(経過②)

被害の映像は多数あるものの、既述の「翌日の因果関係」を示す記録や、同家の関与を示す直接的な証拠はありません。

しかし例えば状況証拠として、近隣の道の駅(直売所)では同家出荷分の野菜が根拠無くそっくり売れ残っているのをしばしば目にしますが、これはおそらく、畑荒しという行為 자체を行き過ぎだと思っている勢力による同家へのバッシングであろうと推測します。

訴状Hに記述の通り、私が過去の価格推移を概観したところでは、当地のズッキーニの出荷価格は私の営農開始前に比べ、ほぼ半値ほどで推移しているようです。

市場価格操作が存在するのは明白であり、同じ作物の出荷者である同家の巻き添え被害は多

大であり、それを私のせいにして逆恨みしたい事情はよくわかります。

しかしこの烟荒しだけは絶対に許せません。その映像とともに怨念として残るのを感じます。

毎年、日常的に執拗に繰り返されて来た蛮行の映像の中から、以下の2つを例示します。

150712-1730 ズッキーニ荒し

170731-1218 ナス荒し

包囲網はこのように、①市場価格操作(訴状H)、②不発芽工作(種に細工)、③圃場荒し、④ネット販売での受取拒否、などによって私の営農生活を脅かしました。

II 音による脅迫

音による加害の目的は、張りつき・つきまといによる包囲網の威力だと思います。

つまり、24時間・365日の常時監視下にあることを私に認識させ、圧迫感や閉塞感を与え続けて精神的に追い詰めることです。

ですから威力としては、音の大小や数といった騒音としての程度よりも、むしろ全時間帯に亘って日常的に行なわれている点こそが重要だと思います。

まず犬啼きは、20170608 苦情申出書(甲5)提出以降、顕著に増加しております。

抗議などすれば逆に酷くなる(反復と激化)というのは包囲網の特徴です。

これらの加害は、近隣という逃げ場のない立場を利用して日常的に重ねられて来ており、憲法13条の自治の権利(自決権)や幸福追求権(静かに暮す権利)を侵害しているのは自明です。

その自明な加害を敢えて続けて来たことが、何らかの特別な意図を示唆しています。

私の身辺には様々な異音・怪音が日常的に溢れていますが、全てが包囲網による常時監視の下のものと思われますが、そのうち今井孝尚家の関与が疑われる現象を以下に列挙します。

A 飼犬コロをけしかけて啼かせること しばしば廣橋家のサンとのコラボが見られます。

顕著日 20170605、20171018、20171112、20180204、20180222(無)、20180321、20190527

特に、20190526 抗議(甲7)に対し、20190527に露骨に反発している点に注目願います。

上記の日に限らず、社会通念上の就寝時間帯(22:00~28:00)を無視して、特に朝5時台に啼かせることが多いのが同家の特徴です。まさに傍若無人です。

★早朝の犬啼きにはお帰り族の遠征犬も多数混じっていると思われます

お帰り族とは遠征して来て一晩中私に張り付き、夜明け前に帰還する人々のことで、深夜に近隣の家の庭に駐車中の不審な足立ナンバーなども記録されています。

帰り際に何度も勢いよくドアを閉めたり、連れて来た犬を啼かせたり、歩くよりもゆっくりと動いたりして、一晩中そこに張り付いて居たことをアピールします。

もしも村には居ないはずの犬であれば、間違いない事件です。

B ユンボの除雪を装った騒音や震動

音波と震動による私への直接攻撃ですから、暴行罪の疑いが強く、社会通念上、これが除雪で通るはずがありません。除雪が口実であるのは明らかです。

これが故意であるとするのは、以下の三つの理由です。

第一に、ここは、ユンボのバケットによる除雪をするほどの本格的な雪国ではありません。また、新たな積雪の無かった日にもしばしば行っており、行為の必然性が有りません。

第二に、除雪のやり方が異常であること

バケットで直接擦って舗装面に傷が付けば、器物損壊にも当る惧れがありますから、故意に引搔くことは普通はやらないはずであり、極めて不審な行動です。

ユンボによる除雪とは、通常はパレット板によるブルドーザーのような除雪を意味します。敢えてバケットで除雪する場合は、舗装面に触らないよう極力注意するはずです。

本件で記録されているような露骨な引搔きは普通はしないはずです。

第三に、日頃、私から音への抗議を受けているのに、その家の周りで敢えてこういう無神経な行動は普通はしないはずですから、故意を極めて強く示唆しています。

20160130、20170126、20170308、20180107、20180224、20190217

これらは総じて、バケットで舗装面を引搔く、非常に瘤に障る音です。

私の自宅の北側の村道での除雪なのに、南側の居間でこれほどの轟音です。

窓ガラスも一斉に震動しており、これでは我家の取壊しと言うべき有様です。

C 側溝渡り　騒音目的の故意の脱輪

これらの多数の映像や録音を分析すれば、その大半は同家であることがわかるはずです。
(同家だけではなかったことも承知しています。)

我家の北側には村道があり、村道に並行して農業用水路が在り、コンクリートの蓋が被せてあります。

村道ですから決して広くはありませんが、普通車の通行に特に支障はありません(甲6)。

この側溝の上を車が通る場合、その車体重に比例して音も大きくなります。

この現象は2015年から頻繁に起きており、私がその対抗策として側溝の蓋を剥いで渡れなくした年もあり、これについて村人3人と言い争ったこともあります。

また、音の直後に追いかけて行って、下車した今井孝尚に話し掛けた日もあります。

この現認については既述の20161226話し合いにおいて、警官二人の前で本人が認めました。

また下記のように、コロ啼きと駆け足音と側溝を渡る音の組合せが再三記録されており、更には、数分のうちに再び側溝を渡っているものも有ります。

まず、駆け足の主は今井正明の次女であり、普段から駆け足が多い変った子です。

というよりも、自己アピールないし私に対する摺り込みの意図なのかもしれません。

同時にコロも近くで啼いていますから、運転者は孝尚か正明に相違ありません。

要するに、駆け足もコロ啼きも、側溝渡りという不法行為のアピールと思われます。

すべからく威力というものは、狙った相手に気付かせなくては意味がありません。

20150719、20151011、20151012、20151018、20151019、20151020、20151022、20151113、20151129、

20151214、20170308、20170619、20170916、20171030(無)、20171112、20180201、20180311

徒歩、20180326　特に20180311の徒歩については故意は否定しようがないと思います。

D ハンターの合図の模倣(記録無)

20181219 12:30頃、私の家の庭で、ホーーというハンターの狩りの時の合図の声(深夜に記録されているのと同じ音)が聞こえたので、その方向を見ると、今井孝尚と今井きぬえの老夫婦がビニールハウスの中でしゃがみ込んで、私のほうを見つめて、隠れるようにうずくまっていました。

声の方向には、それ以外の人、あるいは鳥は見当たりませんでした。

また、同時に私の背後から「馬鹿だあ」という男のなじる声が聞こえました。

訴状B(H30ワ356事件)の通り、深夜に私の寝室周りで同じ声が記録されており、何度も通報しています。

ですからこの事実は、その深夜の声の主が同家もしくは村人かもしれないことと、狙撃ハンターグループの過去の行為が脅迫だと知っていて、それを模倣することで脅迫していることを示しています。

第5 被告が包囲網であること

1 根拠の無い村八分が包囲網であることを示唆しています(DI-甲1~3二度の村の集会)
狙撃と呼ぶべき異常な発砲や脅迫と呼ぶべき無意識下の住居侵入があったのは厳然とした事実である一方で、それらが私限りの危機だという保証はどこにも無いわけで、自分達も巻き込まれる惧れを考えれば看過できるはずがありません。

隠蔽するだけなら、要は結果として聞き流せばいいのですから、例えば狙撃グループの締出しを決議したところで、痛くも痒くもなかったはずです。

つまり、村人も共犯と思われ、その隠蔽ないし威力の意図を示唆しています。

2 狙撃グループ(B事件)との関連が疑われること

既述の通りの、ハンターの合図の声の模倣や、狙撃現場での呼び掛けなど

3 近隣他家の対応もことごとく異常であること

4 被告宅も包囲網のアジトである疑いが強いこと

深夜、今井肇家の庭先に、不審な足立ナンバーが駐車している映像も有ります。

5 被告家は包囲網の陽動部隊と思われること

つまり私の告訴活動を妨害し、矛先を逸らす挑発部隊の役割を担っていると思われます。

例えば、音に苛立った私が同家に傷害事件でも起こせば絶好の時間稼ぎになります。

第6 犯罪性の強調(脅迫と隠蔽です)

被告一家の動機は包囲網としての威力であり、社会的な村八分です。

なお、故意は、抗議に反して犬啼きを激化させている点や、側溝渡りを繰り返して行為をアピールしている点や、 Yunbo のバケットで直接舗装面を引搔くなど異常な除雪の仕方を繰り返している点や、畑荒しやマムシ投入などで「翌日の因果関係」を繰り返している点、などから総合すれば、自明であると思います。

要するに、立場から見て、その言動の異常性・違法性があまりに自明であり、それを演出して包囲網の威力を示そうとする意図が現れています。

つまり、普通は摘発されてしましますから、何らかの特殊な状況(例えば不公平な裁判、あ

るいは原告の殺害などによる隠蔽)を前提にしていることが必然的に推定されます。
さらに、前提となるその特殊な状況が、圧倒的な組織力を以ってしか実現できない、本来ありえない犯罪的状況であることから、威力の意図が必然的に推定されます。
つまり、訴えられれば勝ち目は無いことはあまりに自明のはずなのに、それを断行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、強大な組織力によってしか成しえない特殊な状況を前提にした「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図であることを示唆しています。
その特殊な状況の先例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを葬りました。 むろん包囲網としての威力です。
もう一つの典型は群馬県警の獵銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。
通るはずのない不合理が通ってしまっているから犯罪だと言っているのです。
このように包囲網は、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽して来ました。
またしばしば本件のように、露骨な不当性(違法の自明性)によって威力を演出します。
なお、下記の判例に即して表現すれば、被告家の全ての言動が村八分の通告とみなせます。
判例の摘示 甲1 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとした判例(大阪高等裁判所昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

第7 証拠方法 証拠説明書D III記載の全て

第8 附属書類 本書と証拠説明書D IIIおよび記載の全証拠の副本一式

以上

前橋地方裁判所 令和 年(ワ)第 号 慶謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書) D III 20190530

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証	村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当る(判例摘示)	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋</u> この判例では村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとしております。 本件の全不法行為が無言の村八分の通告とみなせると思います。
甲2号書証	異音記録表(孝尚)	コピー 20190529 原告が作成	立証すべきは、 <u>不法行為のうち、II音による加害の事実です。</u> <u>訴状で引用した記録については左端の引用欄に●を付けました。</u> なお、見当たらない記録には○を付けました。 また、 <u>強調したい記録の立証趣旨欄には●または★を付けています。</u> <u>特に20170608同家宛苦情申出書以降、犬吠きが逆に顕著に増加している点に注目下さい。</u> なお犬吠きの略号の意味は、 <u>多</u> は10回以上、 <u>続</u> は30回以上、 <u>放</u> は100回以上で、 <u>続や放は、吠き止ませる意思が無いことを示</u> しています。 また、 <u>固有名詞でなく単に犬吠きとしているのは、犬の判別がつかないものです。</u> ☆マークは、ビデオや長い録音の中で、削除すべき不要部分が有るのに、手が回っていないものを示しています。
甲3号証	異音記録表データ	USBメモリー 20190529 原告が作成	立証すべきは、 <u>不法行為のうち、II音による加害の事実です。</u> 前項の各記録データを集めたフォルダーです。 <u>ファイル名の先頭には必ず録音日時が入っており、6桁数字が西暦下二桁の年月日(YYMMDD)、4桁数字が24時間表示の時分(HHMM)です。</u> <u>異音記録表に合わせて、ファイル名の中に●を付けてあります。</u> また参考として、身辺の代表的異音(同家との関連は不明)について、 <u>代表フォルダー</u> に集めています。
甲4号書証	20170608 同家への苦情申出書	コピー 20170608 原告が作成	立証すべきは、事実経過⑧の苦情申出の事実です。 20170608 15:21、同家(みなかみ町上牧3169)の庭先で、私が今井正明に苦情申出書を手交したのに、その後同家は逆に音による加害を激化させました。 なおこの文書は、これよりしばらく後の圃場荒しの通報の際、沼田署員へも手交しております。
甲5号証	20180429 17:39 畑のマムシの死骸の映像	USBメモリー 20180429 原告が作成	立証すべきは、事実経過の⑨の事実です。 マムシ投入二回目と思われる映像です。 死骸ですから殺人未遂にはなりませんが、一回目を彷彿させることによる脅迫とも思われますし、あるいはこの圃場には元々マムシが棲息しているのだと思わせたい為のアリバイ造り(一回目の蓋然性の希薄化)とも思われます。

前橋地方裁判所 令和 年(ワ)第 号 慶謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書) D III 20190530

甲6号証	我家周辺と村道の映像	USBメモリー 20180529 原告が作成	立証すべきは、不法行為の前提となる、我家の北側の村道の幅員や側溝などの <u>立地状況</u> です。 我家は表(東)側が県道、裏(北)側が村道に面しており、音による加害の舞台は主に裏側です。 側溝の蓋の上には2017年末からアスファルトが敷かれておりますが、現在でも渡れば蓋の動く音はします。 村道の映像の右側の黒い部分が敷かれたアスファルトです。
甲7号書証 (反証書)	20190526 20:01 私の自宅から今井孝尚家への通話録音	コピー USBメモリー 20180529 原告が作成	立証すべきは、事実経過の⑪の事実です。 私の自宅から同家に電話し、⑩への無回答と同日早朝の犬吠について抗議するも、二人とも見当外れの答弁を繰り返たうえ、途中で一方的に電話を切りました。

20190530 原告 今井豊

20190526 20:01 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から今井孝

尚家(上牧 3169)への通話録音 反訳書

(私) イマイユタカなんんですけど、

(家人) はい?

(私) ええと、きぬえさん、おいででしょうか?

(家人) ああ、待って下さい、

(きぬえ) ん? 出なけりやいいじゃない、

(家人) 自分で言って来てよ、婆ちゃんに代れって、

(きぬえ) もしもし? はい、はい、もしもし?

(私) もしもし? ええと、先日のお返事が無いんですけど?

(きぬえ) うん、し、しなかったんね、ごめんね、あ、あのね、あの、

(私) はい、

(きぬえ) あたしなんと話したって、全然あれ、あの、駄目だから、

(私) ええ、

(きぬえ) 警察と、ユタちゃん、話してくんない?

(私) いや、そうじゃなくてね、あの、お返事が無いまま、今朝も、6時前に犬が啼いてましたよね?

(きぬえ) え?

(私) え? コロが 6 時前に啼いてたいね?

(きぬえ) 6 時前? あのね、あの、ど、道路をね、走る、走ってる車とかね、あの、道路を歩ったりして居る人が居ると思うんですよね? そうすると、耳がいいから、ついつい啼い、啼くかもしれない、

(私) いや、犬は啼くかもしれないよ、だけど飼主は?

(きぬえ) だからねえ、あのう、う、警察とあの、じっくり話し、話しこれ、沼田警察と、

(私) いやいや、ですからね、

(正明) 言ってあるからって言えばいいんだよ、

(きぬえ) 沼田警察のほうに色々話してあるから、あの、そうして下さい。

(私) いや、飼主としてのね、飼主としての説明責任を求めてるんですけども?

(正明) 警察のほうに任したんだから、

(きぬえ) 今、聞けえたでしょ?

(私) いや、だから被害者として抗議してるんですけども、説明責任を放棄するんですか?

(きぬえ) だから今朝、啼いたのなんのつたってさあ、あのう、そんなこと、

(正明) 犬は啼くんが当たりめえなんだよ、そんなこたあ、

(きぬえ) そんなことばっかさあ、6 時何分に啼いたとかって、

(正明) 構うこたあねえや、そんなもん、

D III-甲 7 号書証 前橋地方裁判所 令和 年(ワ)第 号 慰謝料請求事件

(きぬえ) あのう、警察と、あの、連絡しなかった、しなかったけど、あの、警察と、

(正明) だから、切っちめえばいいんだよ、それで、

(きぬえ) あの、警察と話とくれ、ね?

(私) いやいやいや、だから、今後どうするんですか?

(きぬえ) だから、警察と話してみとくれよ?

(正明) そう言えばいんだよ、

(きぬえ) 今後どうするってゆ、言われてもさ、

(私) 説明責任を求めてるんですが? 今後啼かしていただきたくないんですが? 当然、飼主責任として、

(きぬえ) うん、あのね、

(正明) 警察と話してくれって言えばいいんだよ、もう、そんなん。話はしてあるんだから。

(きぬえ) こんなこと、マサが言ってるからさ、ね、警察の人と話しとくれ?

(私) いや、では、そう言ってる人と代って下さい、

(きぬえ) え?

(私) そう言ってる人と代って下さい、じゃ、

(きぬえ) あ、言ったって同じだからさあ、言ったってあたしが、そうに言えって、俸に言われてるからさ、

(私) 説明責任も果たさないし、今後啼かせないつもりもないと、何もしないとゆうことですね? 要するに無視すると?

(きぬえ) そんなことばっかり言ってさ、なんせ色々、色々なことをさ、年中色々なことを考えてばっかいないようにさ、できないんかい?

(正明) 犬は啼くんが当たりめえだつぺ、いい加減にしろ、本当に、

(私) 何を言ってるん? 私は当たり前に人権侵害を抗議してるんですけども?

(きぬえ) それなことばっか、あの人がこう言った、あれがこう言ったなんて、そんなことばっかさあ、へへへ、

(正明) もんじゃねえんだ、だって、

(私) あのね、静かに暮す権利は前にも説明しましたよね? 誰にでも在るんですよ?

(きぬえ) この前、ユタちゃんは、この前みたいに、また、話を持ちたいって言ったでしょ? だけど、この前持ったけど、何にもなんなかつた、ただ時間潰ししただけだから?

(私) いや、それは貴方がたが無視しただけでしょ? 当り前の抗議を。

(きぬえ) む、無視も糞もないよ、

(私) だから2年、2年以上経って、まだ同じことを言うつもりなのかどうかを確認したいんです?

(きぬえ) まあ、もう、

(正明) そんな馬鹿居やしねえや、馬鹿野郎、

(きぬえ) はは、俸ももう、もう、怒ってるし、するからさ、

(私) 怒ってる?

D III-甲 7 号書証 前橋地方裁判所 令和 年(ワ)第 号 慰謝料請求事件

(正明) 話が有ったら出てこうつつえばいいや、

(きぬえ) 夜は夜で睡眠取んないけりや、働けないしね、犬がちょっと啼いたぐらいでさ、

(正明) 犬は啼くんが当たり前なんだよ、馬鹿野郎、

(きぬえ) あのう、山はね、犬が啼くし、猿も啼くし、色んなもんが皆、ガタガタブーブーしなければ、あの、

(私) じゃあ、飼えねえやねえ? 当り前に。飼わせねえよ、そんなんじや。

(きぬえ) 飼えねえなんつんは、ユタちゃんが来る前に、

(私) 飼わせないよ、

(きぬえ) じゃ、勝手に、

(正明) 手前が来る前から居たんだ、こっちの犬は。

(きぬえ) この犬は、ユタちゃんが来る前から、ずっと飼ってました。

(私) だからどうしたんだよ? 僕の権利だ。犬の権利じゃねえ。

(きぬえ) 飼わせないなんてね、言う、言う必要は無いでしょ? 僕んちの犬だ。

(私) や、飼わせねえよ、そんなん、そんなん、飼う資格が無えだろ?

以上

前橋地方裁判所沼田支部 令和元年(ワ)第23号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書) D III 20191008

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲8号証 (追加)	甲3号証のうち、再生不能分ファイルの再作成	USBメモリー 20191003 原告が作成	M0(ムービークリップ)ファイルは、Windows 7 のmedia playerでは再生できるのに、裁判所の標準のWindows8.1では再生できないことが判明しましたので、movie makerで8.1に合わせて、mp4ファイルに作り直した物を再提出します。 しかし残念ながら、movie makerでも読めなかったものもいくつか残りました。 見られない物は仕方ありません。
甲9号書証 (反証書) (追加)	20190830 22:00頃 私の自宅での廣橋絹代との会話の録音の 反証書	コピー USBメモリー 20191008 原告が作成	立証すべきは、畠へのマムシ投入の蓋然性です。 20190816に三回目のマムシが畠に現れ、やむなく私が殺した話を、退去の挨拶に訪れた廣橋絹代にしたところ、 <u>つい最近、今井孝尚家の庭で、生きたマムシが入った瓶が何本も並んでいるのを見た</u> 、と言いました。 このように、殺傷力を持つ生きた毒蛇を、常時保有しております。

20191008 原告 今井豊

20190830 22:00 頃 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)での廣橋絹代との会話の録音の反訳書

(私) この間、三回目のマムシ投入が有りました、畑に。自分の手で、ぶつ殺しましたけど、
(絹代) (苦笑)だ、あの人、獲る、あの人、獲るんですよね? 自分でね、
(私) 貯めとくんです、
(絹代) そいで、売って、行くみたいですよ、売りに。
(私) 年に 10 匹ぐらい獲るみたいですよ、あすこん家は。
(絹代) やあ、居ましたよ、だってもう、この焼酎みたいな瓶のな、あれ、瓶、買って来るんだか知らないけど、
(私) 何本も在る?
(絹代) 何本も今、在りますよ、
(私) 今? 最近?
(絹代) 今つつうか最近、
(私) かあ、やっぱり、
(絹代) 最近、だから、それを持って行ったんじゃないですか? 洗ってましたから、
(私) ですよねえ、
(絹代) だから、人、そんなとこへ投げるんだら、俺はあの、売るよって言ってましたよ、
(私) で、頭来たから、あの、家持つて帰つて、あの、あすこの角にあの、置いといたんですけど、誰かがすぐ回収しましたね、証拠隠滅で。
(絹代) へえ、この間、赤マムシが死んでましたけどね、道路に。
(私) あ、それ、だから、私です、
(絹代) 赤いマムシでしたよ、茶色い、かなり下に在りましたよ、
(私) え?
(絹代) 下、轢かれてました、
(私) すぐそこに置いといたんですけど?
(絹代) いえいえいえ、もっと、ずっと下、ほんとにね、こんなよ、これより、もうちょっと赤い、色が、あれのコップほどは赤くないけど、
(私) 卵、飛び出してませんでした?
(絹代) いやいいや、もう頭の、首んとこかな、首んとこと、この、胴のへんが轢かれて、
(私) ほうだいね、頭、潰してましたから、私、ほいで、腹、腹はあの、破いて、あの、
(絹代) や、それじゃないと思いますけど、わかんないけど、
(私) で、大人より、ちょっと小さ目じゃありませんか?
(絹代) あ、ちょっと小さかったですね、
(私) ああ、それだな、
(絹代) ええとね、しもっぱらかな? しもっぱらかな?
(私) それは、一週間だか、10 日ぐらい前? 二週間ぐらい前?

D III-甲 9号書証 前橋地裁沼田支部 令和元年(ワ)第23号 慰謝料請求事件

(絹代) うん、二週間は経ってないかもしれない、

(私) ふうん、しもっぱらだった?

(絹代) 朝、見ました、散歩行って、

(私) ふうん、あ? そ、そんな時間? 俺は獲って来たから、10時過ぎに置いたんだけどな、

(絹代) や、朝、朝、早いじゃないですか、私、その時に居たんですよ、轢かれて。

(私) はああ、

(絹代) だから、別なのかもしれないですね、すごい、あれ、これ、すごい赤いなあと思って、

(私) 3回目って酷いですよね、最初、黒マムシだったんですよ、あの畠、

(絹代) 今度は赤いんですか?

(私) 今の、あの、今度、赤いの、

(絹代) ええ? だって、あの辺に居るんじゃないの? だから、

(私) 2回目はねえ、死んだマムシ、4月の末にさあ、そもそも出て来ないでしょ?

それ、死んだマムシが置いて在るん、マルチの上に。子マムシだけね、

(絹代) ああ、ちっちゃい奴か、

(私) 子マムシでも、毒は一応有ると思う、

(絹代) それは、有りますよ、うん、

(私) 30cmぐらいあったから。3回目ですよ? 今度、

(絹代) やあ、でも、本当に置いてなきや、悪いよね、疑ったって、

(私) うん、3回目はねえ、

(絹代) 見たんなら、あれだけね、

(私) 3回目はねえ、さすがにあの、訴状にも載せてないんだけど。啼き真似、

(絹代) やあ、だけど、何か、付けとけばいいのに?

以上